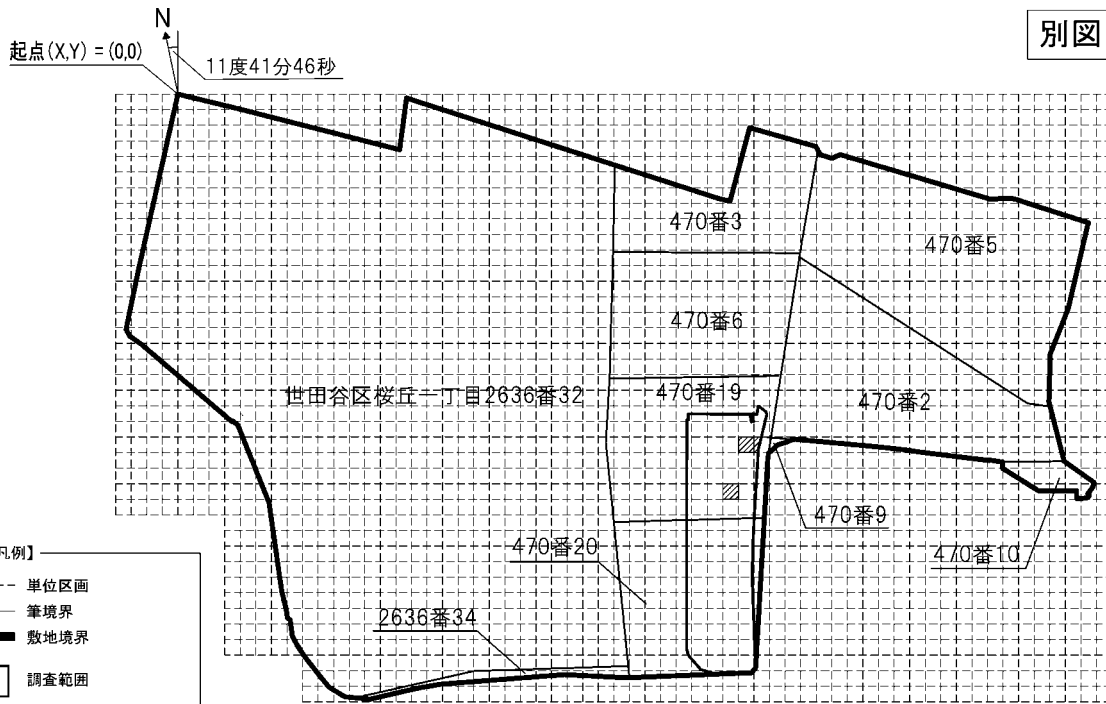


別図



- 【凡例】
- 単区画
 - 筆境界
 - 敷地境界
 - 調査範囲
 - ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】
 起点は、世田谷区桜丘一丁目2636番32の最北端とする。

【格子の回転角度 11度41分46秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【座標値】
 座標値は、世田谷区桜丘一丁目2636番32の最北端を(X,Y) = (0,0)とし、本図面の横方向をX、縦方向をYとした任意座標である。

	X座標	Y座標
①	374758.0790	-220000.0000
②	372902.3681	-227649.2864
③	372753.9462	-230000.0000

●東京都告示第千五百四号

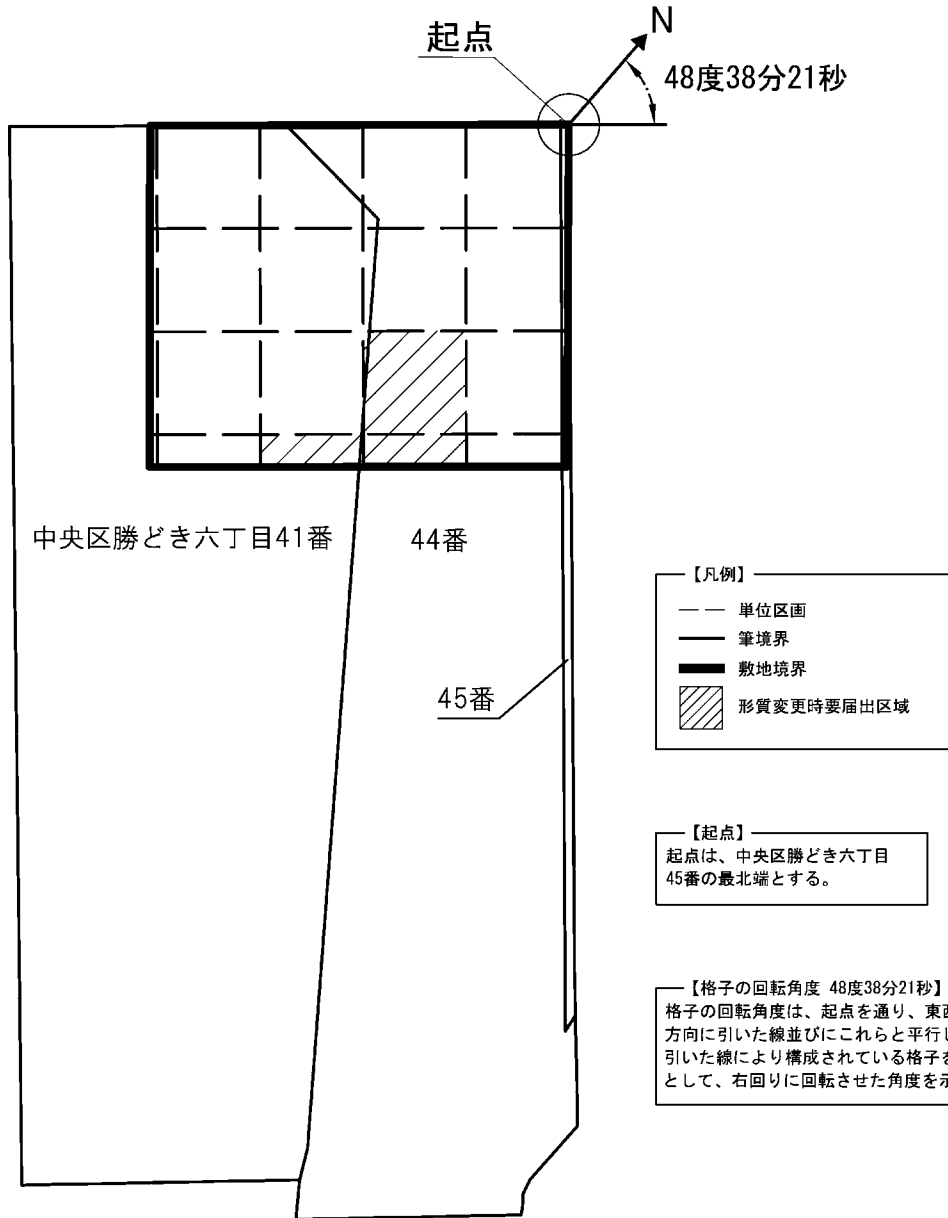
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十二月二十三日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(中央区勝どき六丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千五百五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第千四百六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

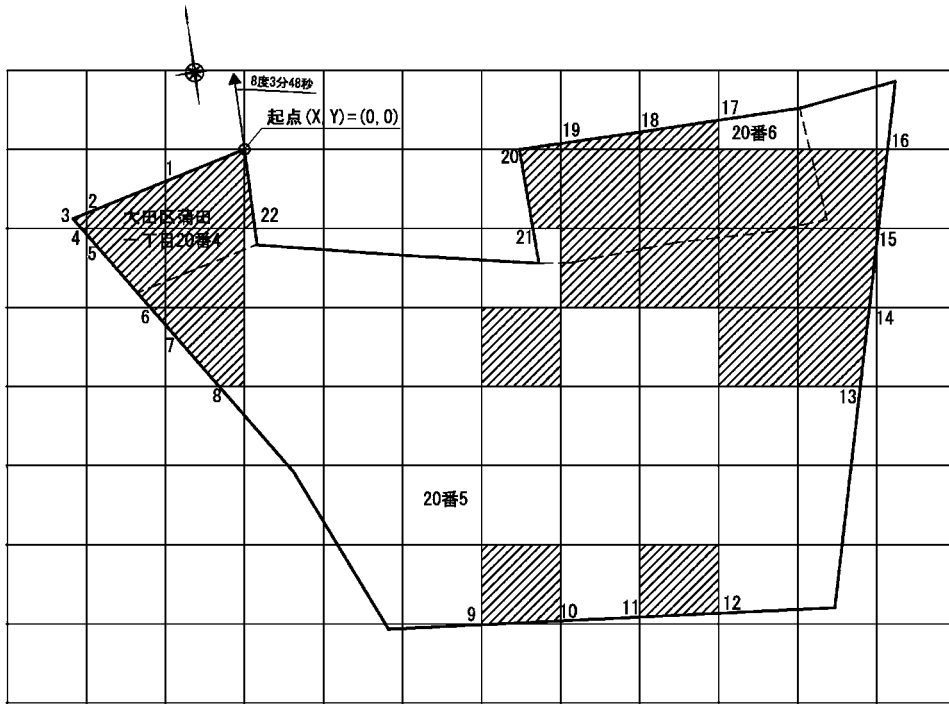
令和三年十二月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（大田区蒲田一丁目地内）

- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡例

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨ : 指定を解除する区域

【起点】
 起点は、大田区蒲田一丁目20番4の最北端とする。

【格子の回転角度】8度3分48秒
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

※座標値は、大田区蒲田一丁目20番4の最北端を(X,Y)=(0,0)とし、本図面の横方向をX、縦方向をYとした任意座標である。

測点名	X座標	Y座標	測点名	X座標	Y座標
起点	0.000	0.000	12	60000.000	-58672.371
1	-10000.000	-4032.520	13	77921.899	-30000.000
2	-20000.000	-8087.022	14	79071.808	-20000.000
3	-21710.098	-8778.502	15	80221.312	-10000.000
4	-20844.323	-10000.000	16	81371.018	0.000
5	-20000.000	-10738.468	17	80000.000	3683.160
6	-11919.183	-20000.000	18	50000.000	2181.584
7	-10000.000	-22199.601	19	40000.000	747.438
8	-3184.043	-30000.000	20	34788.274	0.000
9	30000.000	-60117.037	21	38494.488	-10000.000
10	40000.000	-59635.462	22	1300.813	-10000.000
11	50000.000	-58153.916	-	-	-

●東京都告示第千五百六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和三年十二月二十三日

- 一 路線名 東京都知事 小池 百合子
都道環状七号線
- 二 指定する区間 足立区新田一丁目二番四十九地先から同所十一番四地先まで
- 三 指定の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第千五百七号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。

令和三年十二月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

種類	名称	所在地	中止期間
船舶給	運搬給	品川区八潮一丁目	令和三年十二月二十四日
水施設	水施設	目一番三号地先	日から令和四年二月十一日まで

●東京都告示第千五百八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定する指定代理納付者を次のとおり指定したので、東京都会計事務規則(昭和三十九年東京都規則第八十八号)第三十七条の三の規定により告示する。

令和三年十二月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定代理納付者の名称及び所在地
三井住友カード株式会社
東京都江東区豊洲二丁目二番三十一号
- 二 指定代理納付者に納付させる歳入の内容
教育職員免許法関係手数料条例(平成十二年東京都条例第七十五号)第二条に規定する手数料及び東京都事務手数料条例(昭和二十四年東京都条例第三十号)第二条第一項第一号に規定する資格又は履歴に関する証明のうち教育職員免許状授与証明書に関する手数料
- 三 指定日

令和三年十二月十日

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十二月二十三日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

西東京市北町二丁目千二百七十一番十九、同番二十一及び同番二十七から同番三十まで
埼玉県本庄市西富田七百六十二番地一
ケイアイスター不動産株式会社

代表取締役 塙 圭二

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

